

対象となる都民の方の要件

＜次に掲げる要件をすべて満たす必要があります＞

☑ 都内在住で、令和2年度中に**満70歳以上**となる方（**昭和26年4月1日以前生まれ**）

☑ 有効な運転免許証を有すること。

☑ 自動車が、

- ・安全運転支援装置を設置することが可能であること。
- ・自動車検査証の「**自家用・事業用の別**」に**自家用**と記されたもの



☑ 自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること。

氏名が同一でない場合は、自動車検査証上の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、運転免許証に記載の住所が同一であること。

☑ (一社)次世代自動車振興センターが交付する「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」による控除を受けないこと。

※このほか、以下についてご誓約いただく必要があります

- ・自動車税の滞納がないこと。
- ・転売を目的とした設置ではないこと。
- ・装置を設置する自動車は個人の用に供するものであること。
- ・暴力団員等でないこと。

など

ご希望の方は、取扱事業者*の店舗にご相談ください

*事業者の一覧・連絡先は東京都都民安全推進本部HPに掲載しています



東京都 安全運転支援装置 検索

国が実施している安全運転サポート車(サポカー)の購入費補助に関しては、(一社)次世代自動車振興センター(NeV)のホームページをご確認ください (<http://www.cev-pc.or.jp/>)

店舗で、車の状態や要件を確認します。**設置日をご予約**ください。

予約日に**ご本人が来店し、免許証・自動車検査証***をご提示のうえ、**申込書をご記入**ください。
*店舗で写しを取らせていただきます。

店舗にて本人確認ののち、装置を販売・設置し使用方法をご説明します。

本人負担分の金額を、その場でお支払いください

【「東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度」に関するお問い合わせ先】

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課
電話03-5321-1111 内線21-799

※ 装置の対応車種、性能や在庫状況等は、取扱事業者にお尋ねください

(店舗記載欄)